

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号
に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（案）
に係る御意見募集について

令和 2 年 12 月 24 日
厚生労働省
老健局介護保険計画課

厚生労働省では、介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第2項等の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正することを予定しています。

つきましては、本件に関して下記のとおり御意見を募集しますので、御意見がある場合には、下記の要領で御提出ください。

記

1 意見公募期間

令和2年12月24日（木）から令和3年1月22日（金）まで（必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォーム
のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 老健局 介護保険計画課企画法令係 宛て

(3) F A X の場合

F A X 番号：03-3503-2167

厚生労働省 老健局 介護保険計画課企画法令係 宛て

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名、主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。

以上